富山県内文化施設周遊バスツアー造成支援事業費補助金　募集要領

重点支援地方交付金を活用し、物価高や人手不足など厳しい事業環境に直面している旅行業者を支援するとともに、本県の文化資源への興味関心を向上させる機会を提供するため、県内周遊を促進することを目的としたバスツアーの実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助します。

１補助対象者

旅行業法第３条の規定に基づく登録を受けている旅行業者（県内外）

２補助対象事業

次の（１）から（６）の全てを満たす募集型企画旅行商品であることを条件とします。

(1) 貸切バスを利用し、富山県内の２市町村以上の文化施設や文化財等を２箇所以上訪れ、かつ、県内有償観光施設（体験施設、宿泊施設、飲食施設等）を１箇所以上訪問すること。

※なお、文化財や文化施設等の検討には、「とやまの文化財・文化施設等一覧」（参考資料）を参考にすること。

(2) 最少催行人数 10 名以上

(3) テーマを設定するなど富山の文化の魅力を発信する企画力のあるツアー内容とすること。

（例）・世界遺産と国宝を巡り後世に引き継がれていく歴史的建造物に触れるツアー
・伏木北前船資料館と金岡邸で富山売薬を知るツアー
・美術館の企画展等を巡り郷土にゆかりある作品を満喫するツアー

(4) 広く商品流通できるものであること。

（例）ホームページ等で広く一般に募集している等

(5) 学校行事として実施する旅行、国・地方自治体・公的団体が実施する会議、研修旅行、宗教活動・政治活動を目的とした旅行でないこと。

(6) 令和８年１０月２９日から令和９年２月 28 日までの間に販売及び催行されることとし、旅行の出発日及び帰着日のいずれもこの期間内であること。なお、先着順に受け付けのうえ、予算の上限に達し次第、募集を締め切る。

※補助金額の確定については、補助金交付決定額または補助対象経費の実績額の合計額のうちいずれか低い額を限度とします。

※他の補助金との併用可能。ただし、補助対象経費から他の補助金額を除いた額が、交付額を超えないこと。

３補助対象期間

令和８年 10 月 29 日から令和９年２月 28 日

４補助金の交付額等

助成金は、１ツアーにつき、次の表に掲げる区分に応じて交付します。

バス発着地点	バス会社	バスサイズ	日帰り/宿泊	補助額
県外	県内外事業者	大型	宿泊	５万円
		中・小型		３万円
県内	県内（県内に事業所を置くもの）事業者	大型	宿泊	５万円
			日帰り	１．５万円
		中・小型	宿泊	３万円
			日帰り	１万円

※富山県美術館、富山県水墨美術館、立山博物館、高志の国文学館のいずれかを訪問する場合は、補助上限額を２倍とします。
※企画力や県内での宿泊の有無等から総合的に審査を行います。
※提出いただいた申請書は提出期限を待たず、随時審査を行います。予算の上限に達し次第、募集を締め切ります。

補助対象経費は、以下のとおりとします

経費区分	内容
企画運営費	貸切バス借上料、ガイドへの報酬、下見等商品造成にかかる費用
広報宣伝費	パンフレット・ポスター・チラシ・HP・PR 映像作成等にかかる費用

５申請等に係る手続き

Ⅰ　交付申請

１　申請期間

令和８年10月29日（木）～令和８年12月25日（金）

（1）交付申請書（様式第１号）【メール又は郵送】
（2）事業計画書（様式第１号の１）【メール又は郵送】
（3）収支予算書（様式第１号の２）【メール又は郵送】
（4）旅行業登録証の写し

※申請様式は県のホームページからダウンロードできます。

２　交付の決定

申請書類の審査並びに必要に応じて現地調査を行ったうえ、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行います。

Ⅱ　事業変更に係る手続き

交付決定額の増額は認められません。そのうえで、事業費が増減する場合や事業内容に大きな変更が生じた場合には、文化振興室までご相談ください。必要に応じ、補助事業の変更承認申請書（様式第２号）及び必要書類の提出を求める場合があります。

なお、軽微な変更の場合、変更手続きは不要です。

軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とします。

(1) 事業主体を変更すること。

(2) 事業目的を変更すること。

(3) 補助金交付決定額の20パーセント以上の変更をすること。

Ⅲ　実績報告に係る手続き

１　報告期限

補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は令和９年３月10日（水）のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第４号）を提出してください。

期限内に実績報告がない場合、補助金の交付ができない可能性がありますので、ご注意ください。

２　報告方法及び報告書類

(1)実績報告書（様式第４号）【メール又は郵送】

(2)実施報告書（様式第４号の１）【メール又は郵送】

(3)収支決算書（様式第４号の２）【メール又は郵送】

(4)その他関係書類【メール又は郵送】

注）補助事業期間中に忘れずご用意ください。

①申請した車両区分の貸切バスを利用したことが分かる書類（バス請求書（写）、領収書（写）など）

②有償観光施設利用証明書（様式第５号）

③宿泊の場合は、宿泊証明書　（様式第６号）

④助成金の振込先

⑤ツアーの写真

⑥その他事業実績を明らかにする資料　　等

※報告様式は県のホームページからダウンロードできます。

６提出先及び問合せ先

〒９３０－８５０１
富山市新総曲輪１番７号
富山県生活環境文化部文化振興室文化政策課

ＴＥＬ　０７６－４４４－３３３９
ＦＡＸ　０７６－４４４－４４３８
MAIL　abunkashinko@pref.toyama.lg.jp（※）
※本事業に関するメールを送付する際は、件名の最初に【バスツアー造成支援補助金】と記載してください。